

社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 歳末たすけあい・地域福祉活動募金 歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成配分 申請のてびき

本助成は、『歳末たすけあい・地域福祉活動募金』で多くの市民からご協力いただいた募金を、ボランティアグループや福祉団体が実施する自主的・自発的な社会貢献活動やボランティア活動へ配分するものです。

少子高齢化など多様化する地域の福祉課題の解決に向けた活動や、たすけあい・ささえあいの活動を支援する事によって、誰もが住みやすい福祉のまちづくりの推進を目的としています。

1. 配分対象団体

町田市内で活動する住民主体のボランティアグループ・非営利活動団体が対象となります（法人格の有無は問いません）。

2. 配分対象事業

平成 30 年度に実施する広く町田市民を対象とした福祉活動・まちづくり活動・ボランティア活動につながる事業に対し配分します。

主な事業例

- ①地域で福祉活動を担う人材を育成する事業
- ②障がい児・者や高齢者の孤立化防止や介護予防事業
- ③子育て支援活動や子どもの健全育成活動につながる事業
- ④障がい児・者や高齢者の社会参加・生きがい支援活動につながる事業
（※ 趣味・サークル活動、同好会は除く）
- ⑤地域住民に対する福祉啓発事業
- ⑥その他、地域の福祉を推進する事業

※ただし以下に該当する場合は配分対象外となります。

- ①町田市民を対象としていない事業で、町田市内で実施しない事業
- ②新規の参加者を募集せず、既存の会員のみを対象とする事業
- ③夏祭り・クリスマス会等年中行事
- ④営利を目的とした事業、有償事業
- ⑤余暇や親睦を目的とした事業
- ⑥政治活動・宗教活動に関わる事業
- ⑦PR、調査、報告で終始してしまう事業や記念事業
- ⑧行政等から委託を受けている事業
- ⑨他から助成金を受けている事業・・・等

3. 配分金額

- ①活動配分・・・1 事業 5 万円以内
- ②育成配分・・・1 事業 初年度 10 万円以内
- ③特別配分・・・1 事業 50 万円以内

※詳細は別紙『配分種類及び配分金額』をご覧ください

4. 配分対象経費

配分事業は申請事業で使用できます。
なお、対象となる経費は以下のとおりです。

〔助成金の対象経費となる例〕

支出科目	内容
事務費	用紙代、文房具代、材料代など
印刷製本費	チラシ・ポスター・資料の作成費、印刷費、コピー代、プリント代など
通信運搬費	切手、ハガキ、郵券代、電話代など
使用料及び賃借料	会場使用料(使用にかかる設備費)など
損害保険料	行事用保険料など ※ボランティア活動保険のような個人の保険は対象外
諸謝金	講師を依頼した際に発生する諸謝金 ※ 申請団体の構成員に対するものは除く ※ 必ず領収書に氏名・印鑑を押したものを提出する
消耗品及び器具什器費	消耗品・備品費など

支出する際の注意事項について

- ・必ず領収書等（レシート可）を受け取ってください。
- ・領収書等には、「但し書き」を明記してください。

〔助成金の対象経費とならない例（参加費や自主財源で使用してください）〕

支出科目	内容
飲食費	飲食に関する経費全般
経常経費	グループ・団体の運営に関する経常経費 ※家賃、光熱水費、人件費、交通費など
見舞金	慶弔見舞金など
景品購入費	記念品代や景品代など

5. 申請手続き

1. 提出書類

活動配分・特別配分を申請する方は次の①から③、育成配分を申請する方は次の①から④の書類を提出して下さい。書類は町田市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

- ①歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成配分申請書
- ②平成 29 年度地域歳末たすけあい運動 地域福祉活動費（平成 30 年度使用分） 計画明細書
- ③関係書類（団体の予算書・決算書、事業計画書、団体の活動が分かる資料、事業によっては見積書等）
- ④歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成育成配分計画書

2. 提出方法

郵送または直接持参のうえ、町田市社会福祉協議会までご提出ください。

3. 申請受付期間

郵送：平成29年11月1日（水）～12月28日（木）（※消印有効）

来所：平成29年11月1日（水）～12月28日（木）

月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～16：00

※必ず事前連絡のうえ、ご来所ください。

6. 配分決定まで

町田市社会福祉協議会「共同募金町田地区配分推薦委員会」および東京都共同募金会にて厳正な審査・選考のうえ、配分可否及び配分額を決定します。

審査の結果については翌年度4月上旬までに申請団体・グループに通知します。

配分が決定した場合には、5月中旬に配分金を交付する予定です。口座振り込みでの交付となります。

7. 配分審査の基準

本助成配分のうち『活動配分（上限50,000円）』については以下の基準により配分金額を算定します。

1. 基本配分額 30,000円

配分が決定した事業については、基本配分額として30,000円を配分します。

2. 加算配分額

以下の4つの基準（ポイント）に該当している場合は、加算配分額として各5,000円ずつ加算します。

①事業効果ポイント

*年間100名（延べ人数も含めます）以上の参加が見込まれるか。

②市民へのPRポイント

*新しい参加者受け入れの取り組みをしているか。

③自助努力ポイント

*総事業費の1/5以上の自主財源（参加費も含みます）が確保できるか。

④募金への協力ポイント

*今年度の『歳末たすけあい・地域福祉活動募金』（団体での募金もしくは街頭募金活動）に協力しているかどうか。

8. 配分事業実施の報告

配分事業を全て終了しましたら、速やかに以下の書類をご提出ください。

1. 歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成配分事業報告書

2. 平成29年度 地域歳末たすけあい運動 地域福祉活動費（平成30年度使用分）結果明細書

3. 領収書（コピー可）

※なお、報告書の提出締切は、平成31年4月30日（火）までとします。

9. 助成の明示及び表示

当該事業を実施する際は、市民に対し本助成金を使用して実施している旨の周知をお願いします。

※例えばチラシ・ポスター・広報紙などの印刷物に「歳末たすけあい配分事業」を明記していただくなど。

10. その他

1. 配分を受けている団体に対し、本助成事業のPRのために、広報用記事取材等の依頼をする場合があります。
2. 助成金の申込内容に偽りがあった場合や、不正な方法で助成金の交付を受けた場合、また、申込内容と相違する使用方法などがあった場合は、取り消しや返還を求めることがあります。
3. 配分決定後、やむを得ない事情により、事業中止や事業内容の変更が発生した際は速やかに下記までご連絡ください。

11. お問い合わせ・申請先

社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課
〒194-0013 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階
TEL 042-722-4898 / FAX 042-723-4281